

「京のかがやき 疏水物語」専用自動販売機賃貸借及び保守サービス委託仕様書

1 目的

本仕様書は、京都市上下水道局（以下「甲」という。）が、災害に備えた家庭や事業所等での飲料水の備蓄及び京都市の水道水のPRのために設置する「京のかがやき疏水物語」（以下「疏水物語」という。）専用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の賃貸借及び保守サービスについて定めるものである。

2 遵守事項

受注者（以下「乙」という。）は、賃貸借及び保守サービスの履行に際し、本仕様書に定める事項を遵守し、甲と緊密に連携をとらなければならない。

3 再委託等の制限

乙は、本件業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により事前に甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

4 契約内容の変更、中止等

- (1) 甲は、必要があると認めるときは、書面をもってその旨を乙に通知することにより、本件内容を変更し、又は内容の全部若しくは一部を中止させることができる。この場合において、賃貸借料又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して、これを定める。
- (2) 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 前項の賠償額は、甲及び乙が協議して、これを定める。

5 賃貸借の要件

(1) 自動販売機本体

ア 設置台数は4台とし、各々の設置場所及び寸法上限等は次のとおりとする。

設置番号	設置場所	寸法上限及びその他仕様等
①	京都市上下水道局総合庁舎内 (京都市南区上鳥羽鉢立町11番地3) (詳細は別紙1参照)	幅1,000mm、奥行き630mm、 高さ1,850mm 25セレクションタイプ以上
②	京都市上下水道局琵琶湖疏水記念館前 (京都市左京区南禅寺草川町17) (詳細は別紙2参照)	幅1,190mm、奥行き735mm、 高さ1,850mm 36セレクションタイプ以上
③	地下鉄烏丸御池駅構内 (詳細は別紙3参照)	幅1,190mm、奥行き735mm、 高さ1,850mm 36セレクションタイプ以上

④	京都市役所分庁舎内（1階受付付近） (京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地) (詳細は別紙4参照)	幅1,000mm、奥行き630mm、 高さ1,850mm 25セレクションタイプ以上
---	---------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------

※ 寸法上限には、使用電力計測用の電気子メーター設置寸法及び空容器の回収箱設置場所を含みません。

- イ 疏水物語（490ミリリットル・アルミボトル缶）を取り扱えること。
- ウ 購入に際する落下の衝撃で、缶にへこみができないものとすること。
- エ ノンフロン対応機、ピークカット機能や省エネ学習機能などの環境対策機能を備えたものとすること。
- オ 災害発生時に自動販売機の全ての飲料を無償で提供することを前提とした機器（災害救援ベンダー機）とし、災害発生時に当局が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。また、災害発生時において、電気が供給されない状況であっても使用（対応）できるものとすること。
- カ 甲が提供するデータを元にしたラッピングが施された自動販売機を用意すること。ただし、甲が費用を負担し、デザインを変更する場合がある。
- キ 乙の名前・住所・電話番号が記されたステッカー等を自動販売機に貼付することにより、管理者名を明示すること。
- ク 設置番号④の自動販売機に対し、使用電力計測用の電気子メーターを設置すること。

(2) 設置期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 取扱商品

疏水物語のみを販売するものとし、販売価格は甲が定める価格とする。ただし、5(1)アの設置番号①～③の自動販売機については、次の(1)～(4)の販売要件を満たす疏水物語以外の清涼飲料水も販売するものとする。

- (1) 販売する清涼飲料水の種類等について
 - ア 人気や注目度の高い清涼飲料水を販売すること。また、可能な限り多様な種類の清涼飲料水を販売すること。
 - イ 甲から清涼飲料水の種類や配置等に関する指示があった場合は、速やかに対応すること。
- (2) 販売できない清涼飲料水

次のア～ウに該当するものは販売できないものとする。

 - ア 疏水物語と競合するおそれがあるもの（水、お茶、スポーツドリンク等）
 - イ 容器がペットボトルのもの
 - ウ その他、甲が指定するもの
- (3) 販売価格

標準販売価格（定価）とすること。

(4) ディスプレイの陳列

疏水物語については、甲が指定するダミー容器を陳列すること。

疏水物語以外の清涼飲料水の陳列については、次のア及びイに掲げる事項を厳守すること。

ア 最上段の列には、疏水物語のみを陳列すること。

イ 疏水物語以外の清涼飲料水の陳列数が、疏水物語の陳列数を超えないこと。

7 自動販売機設置の要件

(1) 設置作業

ア 設置及び撤去は、乙の責任により行うこと。

イ 設置に当たっては、転倒防止（地震対策）等の安全確保を十分に行い、安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

(2) 設置使用料

自動販売機の設置に係る建物使用料及び電気料金については甲の負担とする。

(3) 移設作業及び作業料

自動販売機の移設に係る費用は、甲及び乙が協議して、これを定める。

8 ラッピングの要件

(1) デザインは上下水道局指定のデザインとする（別紙5参照）。

(2) ラッピングシートは、弱粘性再剥離タイプ及びUV加工が施されているものであること。

(3) ラッピングシート作成前に自動販売機の寸法の実地調査を必ず行い、正確な寸法を乙が確認すること。

(4) 貼付けの面は、自動販売機正面及び両側面の3面とし、正面と両側面の接合部のカーブも全て覆うこと。また、商品取り出し口等は全て切り抜いて、自動販売機本体へのシートの貼り付けまでを行うこと。

9 保守作業の要件

(1) 自動販売機故障時等の対応

ア 自動販売機に異常が認められた時は、乙は自動販売機設置場所に出向き、速やかに修理を行うこと。また、甲からの修繕依頼に迅速に応えられる体制を構築すること。

イ 機器の修理に長時間を要し、甲の業務に支障をきたすと認められるときは、乙の所有する代替機器を設置すること。

ウ 前項ア及びイに要する費用は、甲及び乙が協議して、これを定める。

(2) 有償頒布

乙は甲が提供する疏水物語を、甲が定める価格で有償頒布できるよう自動販売機を設定・維持すること。

(3) 商品の補充

ア 乙は自動販売機への疏水物語及び疏水物語以外の清涼飲料水（以下「商品」という。）の補充作業を行うこと。

イ 補充作業に際しては、自動販売機設置箇所周辺の迷惑とならないよう留意すること。

ウ 商品が売切れ状態とならないよう、留意すること。

エ 補充用の疏水物語の提供を受ける際は、乙は甲へ日時及び数量を事前連絡のうえ、京都市上下水道局総合庁舎（南区上鳥羽鉢立町11番地3）で疏水物語を引き取ること。

(4) ディスプレイに陳列しているダミー容器の交換

劣化したダミー容器は交換し、劣化したままとならないよう留意すること。

(5) 売上金及びつり銭等の管理

ア 乙は、甲から引き取った疏水物語の在庫等の状況、商品の売上本数・売上金及び設置番号④の自動販売機の使用電力の管理を行い、毎月月初めに前月分（月末締め）の報告を甲指定の様式（別紙6参照）で報告すること。

イ つり銭の補充を行うこと。また、つり銭切れとならないよう留意すること。

(6) その他の維持管理

ア 乙は、自動販売機の設置場所周辺の清掃を行うことにより、衛生等を保持すること。

イ 乙は、自らの責任において自動販売機を管理し、火災、盗難等の予防及び保安について留意すること。

ウ 乙は、甲の指示により、自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置すること。

また、空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した空容器は関係法令等に基づき適切にリサイクルすること。

10 売上金の取扱い

(1) 疏水物語

乙は疏水物語の売上金について、半期に1度、甲の指定する方法で甲に入金すること。

(2) 疏水物語以外の清涼飲料水

疏水物語以外の清涼飲料水の売上金は、乙の収入とする。

11 契約の終了

契約期間の満了又は4(1)による賃貸借期間の変更に伴う契約の終了時においては、乙は、甲の指定した日に自動販売機を遅滞なく撤去すること。

12 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。

経費内訳書

名称	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
自動販売機の賃借料(1)	・寸法上限(幅1,000mm, 奥行き630mm, 高さ1,850mm) ・25セレクションタイプ以上	2	台			12月分
自動販売機の賃借料(2)	・寸法上限(幅1,190mm, 奥行き735mm, 高さ1,850mm) ・36セレクションタイプ以上	2	台			12月分
商品補充手数料等	—	4	台			12月分
自動販売機保守メンテナンス費	—	4	台			12月分
小計(税抜)						
消費税及び地方消費税相当額						
合計						